

令和8年5月29日

各 位

ええなあまつりかわもと実行委員会

## 「2026ええなあまつりかわもと」出店募集について

川本夏の風物詩、“2026 ええなあまつりかわもと”を開催致します。

つきましては、下記により露店出店者を募集いたします。出店を希望される方は、この募集要項及び裏面の注意事項をご精読いただき、内容をご了承のうえお申込みください。

なお、露店の出店につきましては実行委員会の指示に従い、適切かつ安全な大会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 募集要項

1. 開催日時： **令和8年8月 8 日(土)**

※雨天の場合、イベント開催はありません。(花火打ち上げと露店営業のみ)

また、荒天中止の場合、花火のみ翌日延期。(イベント開催と露店営業なし)

2. 場 所： 中央大通り(堀井金物店又はビューティーサロンヒロ～ももの木公園付近)

3. 出店費用： ◆ 出店料： 1,250 円 ◆ 道路使用料 2,250 円 合計 3,500 円

4. 申込書類： ①出店申込書【A表】※自署・押印してください。

②出店申込書(兼 本人確認書)様式第1号(第2条関係)※暴対法

③ // 営業従事者用

④表明・確約書 ※自署・押印してください。

5. 申込締切： 令和8年6月30日(火)

◆申込書類①～④に必要事項をご記入のうえ、出店費用を添えて、実行委員会事務局(川本町商工会)へ直接持参または振込下さい。(受付時間:土日祝祭日を除く 8:30～17:00)

◆振込先： 山陰合同銀行 川本支店 普通 2220617

ええなあまつりかわもと実行委員会 会長 本山修二

## 注意要項

1. テント位置は原則出店内容により、実行委員会で決めさせていただきます。  
テント、備品類等、電気、給排水、消火器の調達は各自で手配をお願いします。
2. 当日は、15:00までに店準備を終え、22:30までに片付けを終えて下さい。
3. 自店で出たごみは、必ず自店で回収・処分してください。
4. 暴力団排除用申込書及び確約書・道路使用許可申請(警察署)と、臨時営業届(保健所)は、商工会で取りまとめ、申請します。
5. 天候状況によりステージイベントや花火が順延(もしくは中止)となる場合の損失補償等はありません。
6. 参加申込の場合は7月中旬以降、当日のスケジュールやテント配置等詳細を送付します。

### 当日の主なイベント

#### ◆花火大会

『第73回江の川名物花火大会』

#### ◆ステージイベント予定(出演団体)

- ・川本中学校吹奏楽部
- ・ジャズバンド
- ・よさこい
- ・江川太鼓同好会
- ・神楽(八幡神楽同好会)

#### ◆抽選会



## A 表

## 2026 ええなあまつりかわもと 出店申込書

①

出店日:令和 8 年8月 8 日(土)

事業所名 団体名	
代表者名 :	担当者名 :
連絡先	〒 住所: _____  TEL: _____ FAX: _____  携帯番号: _____  MAIL: _____
出店種類	<input type="radio"/> で囲んで下さい 飲食 ・ 物販 ・ 展示
	※飲食の場合 飲食露店営業許可 : 有 ・ 無
	火器の使用: 有 (種類: _____) ・ 無
テントサイズ 張数	<input checked="" type="checkbox"/> と張数を記入して下さい <input type="checkbox"/> 2.7m×3.6m( )張 <input type="checkbox"/> 3.6m×5.4m( )張 <input type="checkbox"/> 3.6m×7.2m( )張 <input type="checkbox"/> 5.4m×7.2m( )張 <input type="checkbox"/> その他テントサイズ ( m× m) ( )張
出品内容 (具体的に)	

【個人情報の取扱いについて】ご記入いただきました個人情報は慎重に取り扱い、露店出店に関する申し込み内容の確認・ご返信・お知らせにのみ使用し、他の用途には一切使用いたしません

【返信先:川本町商工会 〒696-0001 邑智郡川本町大字川本 558-10】

MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

**申込締切:令和 8 年6月30日(火)**

2

様式第1号(第2条関係)

(申請日) 令和8年 月 日

ええなあまつりかわもと実行委員会  
会長 本山修二様  
川本警察署 署長 日野要介様

番号
----

## 出店申込書 (兼 本人確認書)

令和8年8月8日に開催される「ええなあまつりかわもと 2026」の出店を申し込みます。

(申込者)

住所 〒 —	連絡先	自宅	
		携帯	
ふりがな _____	生年月日	昭和 平成	
出店業種	販売品目		
出店店舗数			

(本人確認欄)

※ 運転免許証等の写し
-------------

※ 現場責任者用

※営業従事者用

住所	運転免許証の写し等 本人確認資料
ふりがな 氏名	
連絡先	
住所	運転免許証の写し等 本人確認資料
ふりがな 氏名	
連絡先	
住所	運転免許証の写し等 本人確認資料
ふりがな 氏名	
連絡先	
住所	運転免許証の写し等 本人確認資料
ふりがな 氏名	
連絡先	

# 表明・確約書

私は、令和8年8月8日に開催される「2026ええなあまつりかわもと」に現場責任者として出店するにあたり、下記事項について表明・確約いたします。

もし、下記事項に違反した場合、及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、主催者及び関係当局の指示に従い、一切の異議を申し上げず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合、一切私の責任とすることを重ねて誓約いたします。

## 記

- 1 私は暴力団員、暴力団員と生計を同一にする家族ではありません。
- 2 私は現在又は将来にわたって、暴力団員、暴力団員が指定した者に対し、みかじめ料、ショバ代などの名目を問わず、一切の金品を供与することはありません。
- 3 私は暴力団の活動又は運営に協力する者ではありません。
- 4 私の露店に暴力団員、暴力団員と生計を同一にする家族、また、暴力団員等に金品を供与する者、暴力団の活動又は運営に協力する者を一切従業員（販売従事者）として使いません。
- 5 上記1～4の事実が発覚した際には、直ちに閉店し、露店等を撤去します。
- 6 出店申し込みの名義貸し等、虚偽の記入その他不正な方法による出店は一切いたしません。
- 7 営業中に粗暴な言動、行動等をして、お客様に迷惑を掛ける行為はとりません。
- 8 出店により、貴施設に損害を与えた時は、その損害について責任を負います。
- 9 防災、防火の安全管理、ゴミの処理方法等について、主催者の指示に従います。
- 10 主催者及びその関係者の指示に必ず従い、イベント等の運営に全面的に協力します。
- 11 暴力団排除活動のため、出店申込書、本人確認書、誓約書等が関係機関に提出されることに同意します。
- 12 上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不承認、出店承認の取り消し又は露店等の撤去措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。

令和8年 月 日

ええなあまつりかわもと実行委員会 会長 本山修二様  
川本警察署 署長 日野要介様

表明・確約者 住所

(自筆署名押印)

氏名

印

生年月日 昭和・平成 年 月 日 ( 歳)

連絡先

—

—

※ 現場責任者用

## ええなあまつりかわもと実行委員会露店等営業規則

### (目的)

第1条 この規則は、ええなあまつりかわもと花火大会が、暴力団及び暴力団員を利することを防止し、露店等の営業者の公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とまつり花火大会の健全な運営を図ることを目的に、露店等の営業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (露店等の営業申請)

第2条 露店等を営業しようとする場合は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び営業従事者の氏名、住所、生年月日、営業内容等について、実行委員会が規定する事項を出店申込書(様式第1号)に記載の上、実行委員会に提出し、出店許可証(様式第2号)の交付を得なければならない。

### (関係機関への意見聴取)

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及び営業従事者が暴力団員等であるか否かについて、関係機関に意見を聞くことができる。

### (出店の拒否)

第4条 実行委員会は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

- (1) 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団員又は暴力団員と生計を一にする者である場合
- (2) 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、みかじめ料、場所代等名目の如何を問わず、金品を提供する者である場合
- (3) 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団の活動又は運営に協力する者である場合
- (4) 露店等の出店許可を得ようとする者が、上記(1)から(3)に該当する者を営業従事者として使用する場合

### (出店許可証の掲示)

第5条 露店等の営業者及び営業従事者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部から分かりやすい場所に掲示して、営業を行わなければならない。

### (出店許可の解除)

第6条 実行委員会は、次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 出店許可を得た者が、第4条各号の一に該当することが判明した又は該当する行為をした場合
- (2) 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- (3) 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- (4) 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- (5) 半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (6) 実行委員会等大会関係者の指示に従わない場合

### (申請内容の変更の届出)

第7条 露店等を営業しようとする者及び営業従事者が、やむを得ない事情により申請内容を変更した場合は、変更した者の氏名、住所、生年月日、営業内容等を実行委員会に届けなければならない。

### 附 則

この規則は、平成26年5月30日より施行する。